事　務　連　絡
令和　８年　８月１９日

各指定居宅介護支援事業所開設者　様

九度山町福祉課長
（公　印　省　略）

居宅介護支援における特定事業所集中減算について

平素は、当町の介護保険行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、平成３０年４月より居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町村に移行されたことに伴い、当町に所在する指定居宅介護支援事業所におかれましては、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式」を作成し、判定結果が８０％を越えた場合は、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

対象年度	判定期間	提出期限
令和８年度前期	令和８年３月１日～ 令和８年８月末日	令和８年９月25日(金)

【提 出 先】九度山町役場　福祉課　介護保険係
【提出部数】２部（うち１部は、控えとして返却します。）

１　提出書類

・居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式
※正当な理由の有無に関わらずご提出ください。

２ 各手続の詳細について

九度山町役場ホームページより必要な様式をダウンロードし、添付書類を添えて九度山町役場福祉課へ提出してください。（郵送による提出も可）

九度山町役場ホームページ http://www.town.kudoyama.wakayama.jp/

担当　九度山町役場福祉課
介護保険係
ＴＥＬ　0736-54-2019
ＦＡＸ　0736-54-2022